

告 示

埼玉県選管告示第二十八号

平成二十九年八月二十七日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（南第五区 さいたま市大宮区）において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四百四十四条の二第十項において準用する同条第五項の規定により候補者がポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日は、八月十八日とする。

平成二十九年七月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治